

公 告 第 5 5 3 号

規約の改訂について

令和7年7月28日開催の第138回組合会において、以下の通り「組合規約」の改訂について議決・承認されましたので、組合規約第52条の規定により公告します。

記

1. 「組合規約」の改訂

新	旧
第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u> ～省略～	第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 ～省略～

以上

令和7年8月15日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 山口 好尚

